

2020年9月17日

関係者各位

センター長

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業について

標記事業は、新型コロナウイルス感染症が流行する中、強い使命感を持って医療に従事する関係者に対して国から慰労金が給付される事業であり、国の実施方針を踏まえて、埼玉県から各医療機関あてに交付の取りまとめ依頼が示されました。

慰労金は医療機関を通じて下記の要件を満たす医療従事者に交付されるものであり、すでに退職されている方も対象となります。その場合、原則として勤務していた医療機関を通じて申請することとなりますので、申請を希望される方は下記により、センターへ給付申請を行ってください。なお、現在、他の医療機関で勤務されている方は、センターが発行する在職証明書を添付し現在の勤務先より直接関係都道府県に申請することが可能ですので、在職証明書発行が必要な方はその旨ご連絡ください。

記

1. 支給対象 センターに勤務し、患者と接する医療従事者や職員（派遣労働者、業務委託受託者の従事者を含む。）のうち、下記の対象期間中に10日以上勤務した者（勤務日については、センターの勤務分と他医療機関の勤務分を合算可能）
2. 対象期間 令和2（2020）年2月1日（土）から令和2（2020）年6月30日（火）
3. 支給額 20万円または10万円（詳細は埼玉県ホームページを参照ください。）
 - ・センターの場合、上記1.2.支給条件を満たし、かつ、アカイで金額が決定
 - ア；3/16～6/30に実勤務があった場合 → 20万円
 - イ；3/16～6/30に実勤務がなかった場合 → 10万円
 - ※3/16は、センターにてコロナ患者の入院受入初日
4. 申請方法 自治医科大学附属さいたま医療センターホームページの「センターからのお知らせ」に掲載している申請書をダウンロードして必要事項を記入の上、担当部署までご郵送ください。

郵送先：〒330-8503 埼玉県さいたま市大宮区天沼町1-847
自治医科大学附属さいたま医療センター 総務課 慰労金担当あて
5. 申請期限 令和2年10月2日（金）まで（厳守）
6. 注意事項 現在、他の医療機関に勤務している方は所属している医療機関から申請してください。

問合わせ先

自治医科大学附属さいたま医療センター

総務課 Tel048-648-5219